

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の 一部施行に伴う措置について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う措置

- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)のうち平成28年7月1日に施行される事項等について、DBの政省令等において詳細な取扱いを定める等の措置を行う。(5月24日よりパブリックコメントを実施中)

<改正するDB関係政省令等>

- 確定給付企業年金法施行令
- 確定給付企業年金法施行規則
- 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」等(通知)

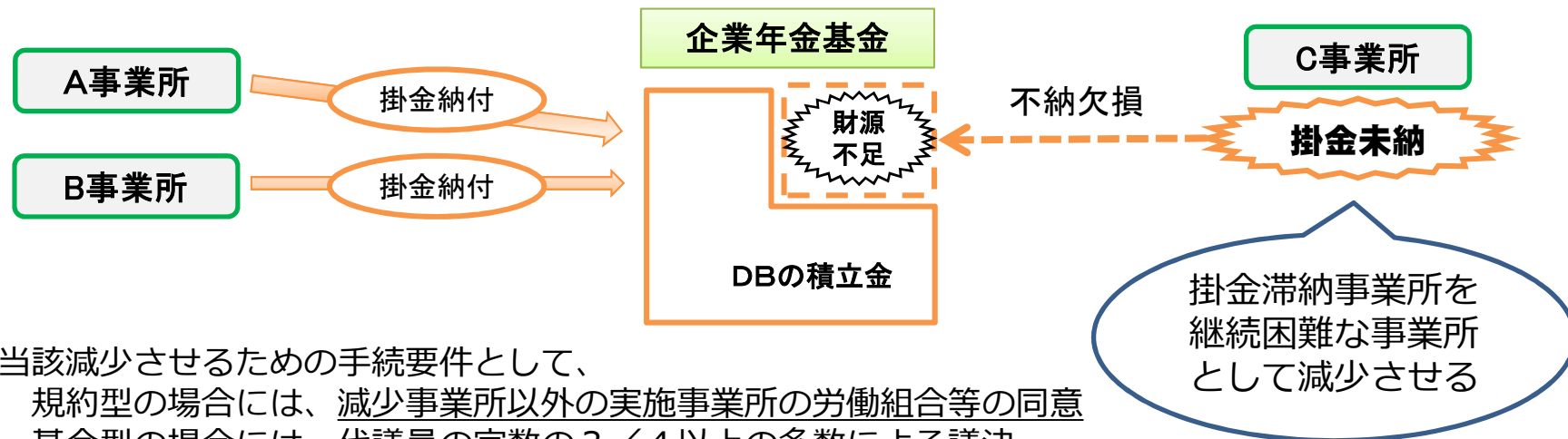
<主な措置>

- ① DBの実施事業所の減少の特例に係る手続を規定
- ② DBの積立金をDCに移換する場合の手続の見直し
- ③ DBの脱退一時金相当額を他のDB等に移換する場合の要件の緩和※

※ 「DBの脱退一時金相当額を他のDB等に移換する場合の要件の緩和」は確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部施行に伴うものではなく、第14回企業年金部会で議題とした現行制度の改善に係る措置

① DBの実施事業所の減少の特例に係る手続

- DBが、実施事業所を増減させようとする場合には、現行では、当該増減させようとする事業所の事業主及び労働組合等の同意を得なければならないこととされている。
- 今回の法改正では、厚生労働大臣の承認を受けることにより、DBの継続困難な実施事業所を、その事業主及び労働組合等の同意なしに減少させることを可能とする特例を設ける。
- これに伴い、政省令において、継続困難な実施事業所を減少させるための要件等の詳細を規定する。



- 当該減少させるための手続要件として、
 - ① 規約型の場合には、減少事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意
 - ② 基金型の場合には、代議員の定数の3 / 4以上の多数による議決を得なければならないこととする。【政令】
- DBを継続困難であることと認められることは、実施事業所の減少の特例に関する事項を規約に定めた日以後に、減少させようとする実施事業所の事業主が1年分に相当する額を超えて掛金の納付を怠ったこととする。【省令】
- 実施事業所を減少させようとする場合には、当該実施事業所の事業主に対し、掛金の納付を怠った理由について弁明の機会を与えなければならないこととする。【省令】

※ また、規約型においては、他の実施事業所の掛金の納付状況が分からなければ、今回の実施事業所の減少の特例に関する申請を行うことができないことから、実施事業所の減少の特例に関する事項を規約に定める場合には、全ての事業主が各実施事業所の掛金の納付状況を定期的に確認できる措置を講じておくこととする。【通知】

② DBの積立金をDCに移換する場合の手続の見直し

- DBの積立金をDCに移換する場合には、移換に係る加入者となるべき者(移換加入者)及び移換加入者以外の者のそれぞれの2分の1以上の同意が必要とされている。
- DCへの積立金の移換がDBの財政に影響を与えないのであれば、加入者の全てが移換加入者以外の者である実施事業所は、当該積立金の移換と直接関係はなく、当該実施事業所の移換加入者以外の者に対して個別に同意を得る必要まではないものと考えられる。
このため、今回の法改正では、DCへの積立金の移換に伴い、加入者の全てが移換加入者以外の者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合には、当該実施事業所の加入者の同意を不要とする措置を講じている。
- これに伴い、省令において、「加入者の全てが移換加入者以外の者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」を具体的に規定する。

◎ 加入者の全てが移換加入者以外の者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合【省令】

- ① 積立金を移換する実施事業所が減少し、他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない又は掛金を一括拋出する場合※
- ② DCへの積立金の移換により減少する数理債務等の額が、当該移換により減少する積立金の額を下回らない場合
- ③ DCへ積立金を移換する実施事業所の事業主が、移換により減少する積立金の額から当該移換に伴い減少する数理債務等の額を控除した額に対して特別掛金額として拋出する場合

※ 現行制度では、実施事業所が減少する場合は、他の実施事業所の掛金が増加しないように一括拋出することが義務付けられている。

③ 脱退一時金相当額を移換する場合の申出要件の緩和

- DBの中途脱退者に係る脱退一時金相当額を他のDB又はDCに移換する際には、現行では、①移換元DBの加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日、②移換先DB又はDCの加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日、のいずれか早い日までに限って行うことができることとされている。
- 今回、政令において、②の要件を削除し、①の移換元DBの加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までに限って行うことができることとする。【政令】
- ※ 例えば、DBの資格喪失の3月以上前からDCに加入している場合には、当該DCへの脱退一時金相当額の移換ができなかったが、今回の措置によりDCへの移換が可能となる。

<改正イメージ>

